

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律

(平成一八年六月二一日法律第九〇号)

一、提案理由(平成一八年三月二三日・衆議院農林水産委員会)

○中川国務大臣

……………(略)……………

次に、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

麦は、米と並んで主食としての役割を果たすとともに、我が国農業において、水田営農にあっては転作作物や裏作作物として、また、畑作営農にあっては輪作作物として、重要な地位を占めております。

一方、麦をめぐる現下の情勢を見ますと、国内産麦については、需要動向に応じた計画的な生産が求められている中で、品質、生産性の向上におくれが見られ、また、製粉業等の麦の加工産業につきましては、安価な小麦粉調製品等の輸入が増加する中で、コストダウン等を通じた一層の国際競争力の強化に向けた取り組みが必要となっております。

他方、我が国農業全体を見れば、構造改革を加速化するとともに、W T Oにおける国際規律の強化にも対応し得るよう、これまですべての農業者を対象に品目ごとに講じてきた施策を見直し、担い手の経営全体に着目してその安定を図る新たな施策に転換することが喫緊の課題となっております。

こうした農政全体の課題に対応するとともに、需要に応じた良品質な麦の生産をより一層推進する観点から、民間流通を基本とした麦の需給及び価格の安定を図る新たな麦政策を構築することとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、担い手の経営全体に着目した新たな経営安定対策を導入することとしていることに伴い、また、既に平成十七年産麦の全量が民間流通していることも踏まえ、国内産麦についての政府による無制限買い入れ制度を廃止することとしております。

第二に、麦の需給及び価格の安定を図るため、新たに麦の需給見通しを策定することとし、これに基づき、麦の備蓄の円滑な運営を図るとともに、麦の適切な輸入及び売り渡しを行うこととしております。

第三に、農林水産大臣が定める標準売り渡し価格を廃止し、政府が保有する外国産麦については、輸入価格の変動を反映した価格で売り渡すこととしております。

第四に、国家貿易の枠内で製粉企業等の多様な需要に柔軟に対応できるよう、米穀について既に制度化されている特別な方式、いわゆるS B S方式による輸入を麦についても導入することとしております。

以上が、これらの法律案の提案の理由及び主要内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

二、衆議院農林水産委員長報告（平成一八年五月一八日）

○稲葉大和君　ただいま議題となりました四法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、内閣提出の三法律案について申し上げます。

……………（略）……………

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案は、国内産麦の政府無制限買入れ制度を廃止するとともに、政府が需給見通しを策定し、これに基づき麦の輸入及び備蓄を行おうとするものであります。

……………（略）……………

四法律案は、去る三月十七日本委員会に付託され、同月二十三日中川農林水産大臣並びに提出者山田正彦君からそれぞれ提案理由の説明を受け、四法律案を一括議題とし、四月五日から質疑に入り、慎重かつ熱心に審査を重ねてまいりました。

昨十七日質疑を終局し、討論を行い、採決いたしました結果、山田正彦君外四名提出の食料の国内生産及び安全性の確保等のための農政等の改革に関する基本法案は賛成少数をもって否決され、内閣提出の三法律案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院農林水産委員長報告（平成一八年六月一四日）

○岩城光英君　ただいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

……………（略）……………

次に、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案は、麦に対する政策支援が品目横断的経営安定対策に移行することに対応するとともに、麦の需要に応じた生産、輸入を図るため、政府が需給見通しを策定する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、法案の審査に先立ち、福島県において集落営農等に関する現地調査を実施いたしました。

法案の審査は、三案を一括議題とし、農業現場への品目横断的経営安定対策の周知の状況、担い手の経営規模要件の在り方、兼業、小規模農家への国の対応策、集落営農の組織化に当たっての課題とその解決策、過去の生産実績に基づく支払が農地の流動化や耕地利用率の向上に及ぼす影響、収入変動影響緩和対策、いわゆるナラシ対策の実効性、国内産サトウキビ、でん粉用カンショ及び麦の販路の確保、農地・水・環境保全向上対策と中山間地域等直接支払制度との整合性等について質疑が行われました。

また、旭川市において、地方公聴会と大規模水稻農家等に対する現地調査を実施したほか、八名の参考人から意見の聴取を行いました。これらの詳細は会議録によって御

承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して松下委員より三法律案に反対、自由民主党及び公明党を代表して岸委員より三法律案に賛成、日本共産党を代表して紙委員より三法律案に反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、順次採決の結果、三法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。